

## 研究開発税制に関する 通達の新設・改正

### EYグローバル・タックス・アラート ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンラインで以下のサイトから入手可能です。

[www.ey.com/en\\_gl/tax-alerts](http://www.ey.com/en_gl/tax-alerts)

### はじめに

令和3年6月25日、研究開発税制に関する租税特別措置法基本通達の一部改正が公表され、試験研究の意義、試験研究に含まれないもの、研究開発費として損金経理した金額の範囲等が示されました。

### 改正概要

#### 1) 新設された研究開発税制に関する通達\*

- ① 試験研究の意義(措置法通達42の4(1)-1)  
試験研究の意義が通達に新設され、その意義が明確化されました。
- ② 試験研究に含まれないもの(措置法通達42の4(1)-2)  
試験研究に含まれないものの範囲が具体的に15項目例示されています。これまでは「国税庁Q&A研究開発減税(研究開発促進税制)について」において試験研究に該当しない活動が示されていましたが、本通達新設に伴い同Q&Aは国税庁HPから削除されています。
- ③ 研究開発費として損金経理をした金額の範囲(措置法通達42の4(1)-3))  
会計上、研究開発費以外の科目で経理されたものであっても、法人の財務諸表の注記において研究開発費の総額に含まれていることが明らかなものが含まれることとされました。

### 実務への影響

今回の通達改正で試験研究の範囲が示されたことに伴い、令和3年度税制改正で拡充された自社利用ソフトウェア等の取得価額に含まれる試験研究費について確認するとともに、従来から研究開発税制の対象としてきた試験研究費の集計範囲について再検討する必要があります。

\*本通達の新設に関連して、法人税基本通達のソフトウェアに関する以下の通達についても改正が行われ、内容の明確化が図られています。

- ① ソフトウェアの取得価額に算入しないことができる費用(法基通7-3-15の3)
- ② ソフトウェアに係る資本的支出と修繕費(法基通7-8-6の2)

## EYのサポート体制

研究開発税制のメリットを効果的に享受するためには、研究開発のガバナンス体制を構築することが重要です。

EY税理士法人では研究開発の専門チームが持つ豊富な税務アドバイザリーの知見・経験から研究開発税制へ対応を支援する包括的なサービスを提供いたします。

お気軽にお問い合わせください。

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

### EY税理士法人

矢嶋 学	アソシエートパートナー	manabu.yajima@jp.ey.com
笠井 晃太郎	ディレクター	kotaro.kasai@jp.ey.com
宮崎 晃	シニアマネージャー	akira.miyazaki@jp.ey.com
加藤 城啓	シニアマネージャー	kunihiro.kato@jp.ey.com
猪野 竜司	シニアマネージャー	ryuji.ino@jp.ey.com

### メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <https://www.eyjapan.jp/connect-with-us/mail-magazine/index.html> を開きます。
2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。

\* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。



@EY\_Japan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等ございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

#### EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンド コミュニケーション部  
tax.marketing@jp.ey.com

## EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world (より良い社会の構築を目指して)」をパーパスとしています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起 (better question) をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、[ey.com/privacy](https://ey.com/privacy)をご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、[ey.com](https://ey.com)をご覧ください。

#### EY 税理士法人について

EY 税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、[ey.com/ja\\_jp/people/ey-tax](https://ey.com/ja_jp/people/ey-tax)をご覧ください。

©2021 Ernst & Young Tax Co. All Rights Reserved.

ED None

Japan Tax SCORE 20210701

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[ey.com/ja\\_jp](https://ey.com/ja_jp)